

望月よしひさ

県政報告

第4号

2021年3月

<http://motiduki.info/>

笑顔あふれる長野のために



河川整備計画において防ぐべき浸水深、改正感染症法の罰則規定、等について質問しました。



事業実施に当たっては丁寧に説明を行っていく。

再質問 二次内水について

家屋の被害が2766億7400万円に入っていないということで、トータルでは物すごい被害だったということに改めて感じる。そして、外水氾濫による被害は桁違いな破壊力だが、内水氾濫であっても、被害を受けた人にとっては本当に大きな被害だ。可能な限り治水安全度を向上し、浸水被害を受けないような取り組みをお願いしたい。排水機場の建設に当たっては、一次内水による床上浸水を防止することを目的に設計されているが、見込まれる二次内水も排出できる能力で整備し、床下浸水の防止に努めるべきと考えるが、いかがか。

答弁 (建設部長)

浅川、岡田川などの千曲川に直接流入する一級河川での排水機場設置などの内水対策は、県が主体となって行っている。さらに、岡田川や浅川に流入する水路等における二次内水の氾濫防止策は、県と長野市が共に検討し、長野市が主体となって実施することとしている。県としては、内水氾濫解消のために、浅川、岡田川への排水ポンプの改修や雨水貯留施設の設置、水路網の見直し及び既存の農業用排水機場の有効活用など様々な対策を市との連携の下に進め、総合的な内水被害の軽減に努めていきたい。

再質問 床下浸水防止を目標とするよう求める

見込める内水は、各市町村とも連携を取り、早め早めに先を見据えて浸水被害を防ぐための計画を立て、実行していただきたい。最近では、流域治水というところで、全体で被害を防ぐという考え方がなってきたりしているが、まだまだ浸透しているとは言い難い。そうした考え方もぜひ周知し、早め早めの取り組みを。そして、河川整備計画において、床上浸水を防止しますという言い方だと、床下浸水は許

容するのではないかと思われてしまつ。対象になった人は取り残されたような気になってしまつのではないかと思う。令和元年東日本台風災害等での被害実態を踏まえれば、床下浸水することを前提としたように捉えられる計画で県民理解が得られるのか疑問だ。当初から床下浸水防止を目標として整備計画を策定すべきであり、せめて家屋への浸水被害を防止、軽減することを目標とするべきと考えるが、知事の所見を伺う。

答弁 (知事)

信濃川水系長野圏域河川整備計画においては、外水対策については家屋等への浸水被害を防止することを目標とする。そして、内水氾濫については、河川管理者だけの対応では難しいということと、宅地部での床上浸水被害を防止することを目標とするという形で記載している。指摘のとおり、私ももちろん、できるだけ家屋への被害を少なくするというところは大変重要だと思っている。今回、非常に大きな災害を受けたわけであり、家屋への浸水被害については、床下浸水も含めて家屋被害を軽減するということを目指して取り組んでいきたい。河川対策としては、千曲川本川の水位低下対策の推進や排水機場の設置等、国との連携の下で対応していきたい。また、流域治水は本当に多くの関係者の皆様方と問題意識を共有して方向性を同じくして取り組んでいかなければいけないと思う。こうした流域治水の考え方も多くの皆さんと共有しながら、家屋への浸水被害をできる限り軽減できるように努めていきたい。

この他、養育費の行政による立て替え払い、色覚チェックの導入、ユニバーサルデザインに基づいたサイン(標識)、自宅療養者に対する心のケア等についても質問し、それぞれ答弁を得ました。質問の様子は、県議会のHPから動画で見られますので、ぜひ、ご覧ください。

質問 河川整備計画について

平成31年4月に策定された信濃川水系長野圏域河川整備計画においては、内水対策として、浅川、岡田川について、「宅地部での床上浸水被害を防止することを目標とします」と記載されている。令和元年東日本台風災害では、床下浸水であっても建て替えなければならぬ事例があったように、床下浸水は許容できる範囲の被害とは到底言えず、床下浸水の防止も視野に整備計画を策定すべきと考える。令和元年東日本台風災害における家屋の被害総額と床下浸水による被害額は。その上で、河川整備計画において、床上浸水被害防止としている目標設定の考え方について所見を伺う。

答弁 (建設部長)

危機管理部が令和2年9月18日に公表した被害総額2766億円余には、一般住宅の被害額は含まれていない。住家被害の被害額については算定していないの

で、棟数を公表しているが、床下浸水においても家屋損壊の被害が生じていることは認識している。信濃川水系長野圏域河川整備計画においては、おおむね20年間で整備する箇所として、浅川、岡田川の断面不足による越水等を原因とした浸水被害、いわゆる外水対策については、家屋等への浸水被害を防止することを目標ととしている。これに対し、内水氾濫は、千曲川の水位上昇に伴い、浅川や岡田川の水が千曲川に流れ込むことができず発生するもので、これを完全に防ぐことは河川管理者だけの対応では難しいため、流域全体で千曲川へ合流する水の量を減らす必要があり、流域を面的に捉えた対策を考慮し、整備計画において宅地部での床上浸水被害を防止することを目標とするとしている。令和元年東日本台風では、千曲川からの越水に加えて、千曲川の水位が上昇することにより岡田川などの支川から千曲川本川への流入ができなくなり、各地で内水氾濫が発生している。このため、緊急的な対策として信濃川水系緊急治水対策プロジェクトを策定しており、上下流のバランスを取りながら千曲川の水位低下対策に取り組みとともに、県としても市町村と連携する中で流域全体の雨水流出抑制対策を推し進めることとしている。今後とも、住民の理解が得られるよう、

質問 改正感染症法の罰則規定について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、2月13日に施行された。改正感染症法では、正当な理由なく入院の勧告・措置に従わず入院しなかった場合又は入院先から逃げた場合には50万円以下の過料の対象とし、積極的疫学調査に正当な理由なく調査拒否、虚偽答弁等をした場合には30万円以下の過料の対象とする罰則規定が設けられた。しかしながら、感染症法は、ハ

答弁(知事)

感染症法が改正されて、罰則規定が設けられたが、運用によっては、かえって入院や調査への協力を得にくくなるということも考えられるし、こうした入院勧告、あるいは積極

的疫学調査への協力というものは、あくまでも相手方との信頼関係をもとに実施されること

質問 生活保護における扶養照会について

1月27日、参議院予算委員会で立憲民主党の石橋通宏議員の「生活に困窮している人に政府の政策は届いているのか」という質問に

答弁(知事)

我が国においては、生活保護受給にあたり原則自動車保有は認められていないが、本

福祉事務所における扶養照会は、申請者から家族の状況等について伺い、70歳以上の高

わけだが、厚生労働省に趣旨を確認したところ、「扶養照会が法律に規定されたものでない」という趣旨の発言だということ。扶養が

答弁(健康福祉部長)

自動車の保有は、国の実施要領において、障がいのある方や公共交通機関の利用が著し

自動車保有は、必要な生活用品であり、その保有に伴う維持費の確保といった課題はある

ができるようにしていただきたいと考えている。県では、先月22日に「コロナ禍における生活困窮者支援」について、国への緊急要望

危機管理建設委員会での主な質問



【危機管理部】

避難所の増設と分散避難(知人・親戚宅やホテル・旅館等への避難)について

【建設部】

- 被災した千曲川堤防の改良復旧について
土砂災害の予防教育と復旧について
小規模補修工事等の包括民間委託の試行について
古民家再生支援事業とゼロカーボンについて
丹波島橋の渋滞対策についてハード・ソフト両面からの提案

望月義寿事務所

〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田909
TEL・FAX 026-285-0133
http://motiduki.info/
E-mail motiduki@mti.biglobe.ne.jp

編集後記

県議2年目の委員会は危機管理建設委員会に所属し、活動しました。令和元年東日本台風災害や令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興・再度災害防止を担当する建設部と、コロナ対策を担当する危機管理部を所管する重要な委員会であり、身の引き締まる思いで活動してきました。